別表第１（第６条関係）

採択基準	補助金の額	
事業実施に伴う受益面積が 15 アール以上であること。	(1) コンクリート畦畔の撤去に伴うもの	撤去費　1 メートル当たり 400 円
		整地費　1 平方メートル当たり 10 円
	(2) コンクリート畦畔の撤去を伴わないもの	整地費　1 平方メートル当たり 10 円

別表第２（第８条関係）

項目	成果目標基準及びポイント	ポイント数
作付面積の拡大	現状と比べた、作付面積増加率 １０％以上 ８％以上１０％未満 ６％以上８％未満 ４％以上６％未満 ２％以上４％未満	 10 8 6 4 2
付加価値額の拡大	現状値と比べた、付加価値額増加率 ８％以上 ６％以上８％未満 ４％以上６％未満 ２％以上４％未満	 8 6 4 2
費用対効果	費用対効果は以下により算出する。ただし、２ポイントを上限とする。 費用対効果＝増加する作付面積(ha)/事業費（１００万円）	～２
農地中間管理事業等	農地中間管理事業等を利用して農地を所有又は借り受ける場合。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	2
	農地中間管理事業等を利用して農地を所有又は借り受ける見込みがある。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	1
認定農業者または認定新規就農者	本市もしくは、広域において認定農業者または認定新規就農者に認定されている。	1
スマート農業の導入	スマート農業に関する機器又は技術を導入する場合。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	1
特産品の生産	本市における特産品の生産をする。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	3
	新たに特産品として期待できる農産物の生産をする。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	2